



宮 崎 県 公 報

平成23年10月17日（月曜日） 第 2329 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○林業種苗生産事業者の登録……………（森林経営課） 1	
○道路の区域の変更（5件）……………（道路保全課） 1	
○道路の供用の開始……………（ “ ” ） 2	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出……………（商業支援課） 2
○落札者等の公告…………… 3
公安委員会規則
○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

宮崎県告示第 854号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成23年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業者の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1282	住友林業フォレストサービス 株式会社日向山林事業所 所長 中井康貴 日向市大字日知屋 字前畑3389番地17号	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	住友林業フォレストサービス 株式会社日向山林事業所 所長 中井康貴 日向市大字日知屋 字前畑3389番地17号

宮崎県告示第 855号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月17日から平成23年10月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡新富 町大字新田 字門田 172 99番 2 地先 から同郡同	旧	18.4～ 24.8	152.0
				新	15.0～ 21.6	152.0

町同大字字 中原 17190 番12地先ま で

宮崎県告示第 856号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月17日から平成23年10月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字上江 字中嶋1957 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 1938番 1 地 先まで	旧	3.4 ～ 24.5	71.0
				新	3.4 ～ 31.0	71.0

宮崎県告示第 857号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月17日から平成23年10月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字上江 字荒原5336 番1地先か ら同郡同町 同大字字崩 戸4088番8 地先まで	旧	35.5～ 66.6	53.6
				新	29.5～ 66.6	53.6

宮崎県告示第 858号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月17日から平成23年10月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
309	県道	川床日 向新富 停車場 線	児湯郡新富 町大字新田 字宅町田 1 5503番1地 先から同郡 同町同大字 同字 15503 番6地先ま で	旧	16.0～ 17.0	29.5
				新	14.4～ 15.4	29.5

宮崎県告示第 859号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月17日から平成23年10月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
313	県道	杉安高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字上江 字西小並63 00番 108地 先から同郡 同町同大字 同字6300番	旧	14.6～ 26.2	83.4
				新	11.8～ 20.6	83.4

			128地先ま で			
--	--	--	-------------	--	--	--

宮崎県告示第 860号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年10月17日から平成23年10月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字上江 字中嶋1957 番1地先か ら同郡同町 同大字同字 1938番1地 先まで	平成23年10月17日
			児湯郡高鍋 町大字上江 字平原1880 番10地先か ら同郡同町 同大字同字 1872番7地 先まで	

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年10月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト宮崎東店
宮崎市新別府町麓 358番地 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サンキュー 代表取締役 柴田清一郎
福井県福井市新保町 2 字 3 番
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田清一郎
福井県福井市順化二丁目26番23号

（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 柴田清一郎
福井県福井市新保町2字3番

4 変更の年月日

平成23年9月1日

5 変更した理由

小売業者に変更があったため

6 届出年月日

平成23年10月3日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年10月17日から平成24年2月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年10月17日から平成24年2月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年10月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

胃がん検診車 1台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総務部総務事務所物品担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成23年9月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日立メディコ 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

5 落札金額

67,179,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成23年7月28日

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月17日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

宮崎県公安委員会規則第7号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（生活環境課）</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（7） 不正アクセス事犯の取締りに関すること。</p> <p>（8） [略]</p>	<p>（生活環境課）</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（7） 不正アクセス事犯及び不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>（8） [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--